

林業労働力緊急確保対策奨励事業 よくある質問

問	答
対象者は下刈り等の保育作業しかできないのか	「林業就業者」の確保を目指しているものであり、現場で林業に従事していれば、作業内容は保育作業に限定しているものではありません。
通年雇用でも対象になるのか	いわゆる通年雇用（期間の定めない雇用）も対象にして差し支えありません。
同一年度で雇用期間を区切って同一人物を複数回雇用した場合、補助対象になるか	同一年度内に雇用期間を区切って複数回雇用した場合は、最初の期間のみが補助対象になります。
前年度に期間を区切って雇用した者を本年度になって雇用した場合、補助対象になるか。	前年度よりも雇用保険被保険者数が増加しているのであれば、対象者が前年度に雇用されていた方であっても補助対象になります。
内勤の職員は対象になるのか	内勤のみを行う従事者は対象にしていません。ただし、主たる業務が現場で林業に従事することであれば、内勤を兼ねている雇用者も補助対象として差し支えありません。
林業の作業はどのように確認するのか	基本的に労働条件通知書により確認しますが、検査時に作業日報等で確認することがあります。
安全具の補助（林野庁補助）など、人件費以外の他の補助金を受けている場合は対象になるか	人件費（給与及び手当）に対する補助金等の給付を受けていなければ、補助対象として差し支えありません。
天候等により週 20 時間以上の勤務ができなかった場合、補助対象になるか	雇用保険に加入していれば、天候や体調等の事情により週 20 時間以上の就業とならない場合も補助対象として差し支えありません。
雇用者が 3 か月に満たない期間に退職した場合、それまで支払った人件費は補助対象になるか	補助金交付申請書の提出時期が「3 か月以上経過した日」としているため、対象者が 3 か月に満たない期間に退職した場合は補助対象になりません。

問	答
「機械代」等の「手当」と異なる支給は対象にならないのか	いわゆる「人件費」として、賃金及び手当を補助対象としているもので、機械代等の名目で支給されているものは、他の補助事業と重複する可能性があるため補助対象にはしていません。
当該事業の補助対象者を翌年度の緑の雇用の研修生の対象者にしてもよいか	同一年度内でなければ、緑の雇用の研修生の対象者として差し支えありません。
当該事業による雇用終了後に緑の雇用のトライアル雇用に応募できないか	できません。当事業の補助金受領後に同一年度内にトライアル雇用の助成金を受け取った場合は、補助要件の違反として、補助金等交付規則に基づき補助金の返還を求めます。
認定申請時に雇用していない者も認定申請者数に含めることができるか。	できます。認定申請手続きは、今後の雇用予定者も含めて申請してください。
補助金の申請はいつすればいいか。また、支払いはいつ頃になるのか。	補助金申請の受付日は、「別に定める日」として、令和4年度は9/30、12/28、2/28としています。対象者が3か月以上雇用された時点で申請をすることができるため、事業者が申請日を選択してください。受付日時点で申請のあった案件を一括して手続きを行いますので補助金申請から支払いまでは1～2か月程度を見込んでください。
県の安全教育の受講費補助（チェーンソー伐木等業務特別教育、刈払機取扱作業安全教育）を受けられるか	「次代の担い手対策事業」の安全教育への補助は、人件費への補助金ではないため、活用いただくことができます。
交付条件にある調査の協力とは何か	県林務部が毎年度実施する「林業事業体等調査」をはじめ、林業関係の調査に協力をお願いします。